

武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会（第6回）議事録

- 日 時 平成20年11月10日（月曜日） 午後6時30分から午後8時30分まで
- 場 所 武蔵野市役所 812会議室
- 出席者 前川委員、橋本委員、國松委員、田中委員、熊井委員、中本委員、永井委員、
中野委員、山田委員、伊藤委員、萱場委員、鈴木委員、吉原委員、

1 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、第6回の特別支援教育策定委員会を開会します。

私ども教育委員会において人事異動がありました。10月1日付で教育部長がかわりましたので、教育部長から一言ご挨拶を申し上げます。

【萱場委員】 皆さんこんばんは。10月1日付で前任の金子から引き継ぎまして、教育部長を務めております萱場と申します。この委員会、中間のまとめというところまで来ているので、あと少しかなというところがございますけれども、皆さんと意見を交換させていただきながら、最後のラストスパートに向かっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 では、前川先生、よろしくお願いいたします。

【委員長】 皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。始めさせていただきますと思います。

まず、お手元にあります資料の確認と、それから議事録の確認に関しまして、事務局のほうからお願いしたいと思います。

2 議 事

(1) 議事録の確認

【事務局】 事務局より議事録を送付していますが、本日再度ご確認いただきたい。ご異議がないようでしたらHPに掲載したい。

【委員長】 異議はありませんか。

〔異議なし〕

【委員長】 異議がないようなので次の議題に入ります。

【委員長】 そうしましたらば、中間のまとめ第一次案というのをごらんください。順に見てまいりたいと思っております。Iの計画策定に当たってというところに関しまして、事務局

よろしいですか。

【事務局】 今日では中間まとめの第一次案をお配りいたしましたけれども、議論の進め方としては、まず計画策定に当たってというところで一区切りさせていただいて、その後、現状について一区切りさせていただいて、最後に今後の具体的な取り組みということでお話しさせていただいて、このまとめの順番とはちょっと違いますけれども、一番最後に理念、基本的な考え方について皆さん方からのご意見をいただきたいと思っております。

それでは、1ページのところです。「計画策定にあたって」というところですが、一番目は、計画策定の背景というのがあります。ここでは3つほど挙げています。基本的には国内のことを述べていますけれども、障害者計画あるいは国際的な障害者の施策の流れの中で教育もいろいろ法的な整備がされてきたということがあります。それを踏まえて、1つ目の○については、「学校教育法の改正により、」ということで、従来の特別支援学校とか特別支援学級で対象としていた障害種別に加えまして、通常学級に在籍している発達障害と言われるお子さんたちの対応についてもきちっとやっていきたいと思いますというふうに加えられたところです。それを受けて2つ目の○については、いわゆる特別支援教育とはいうところを少し説明しております。従来の特殊教育ということから特別支援教育という名称に変わり、内容についても、場における教育から個のニーズに対応した教育という形に変わってきているところであります。

それから3つめについても、「わが国では、」と書いてありますけれども、同じような形でノーマライゼーション社会を推進するという中で、教育もしっかりと対応していきましようとなっているところであります。特に本市についても、障害のある子もいない子もともに育ち合い、ともに生きる社会を目指し具体的に取り組むということが求められているというふうに位置づけています。

それから2番目の計画の位置づけですが、本市におきましては、長期計画・調整計画というのが市の基本的な計画としてありまして、それに基づき各個別の分野の計画があるわけです。その長期計画に基づきましてこの計画も進めていくのですが、関連する計画があります。それは下の図のところを見ていただければいいのですが、障害福祉計画、これは障害者福祉計画になっていますけれども、済みません、「者」を取っていただいて、障害福祉計画とリンクしたい。あるいは、子ども政策全体的にわたって子どもプランというのを市は作っていくわけですが、そのプランの中に入って、一緒になって進めていきたいということにしております。その図を見ていただくと関係がわかる

のかなと思っております。また、本市においては教育基本計画というのをこれから作成していくことになっておりますので、基本的には教育基本計画の下位の計画として、この特別支援教育が位置づけられるのかなと思っております。

それから3つ目、計画の期間ですけれども、委員会の一番最初にお話がありましたように、21年度から25年度の5年間を計画期間として策定したいと思っております。また、その後ですけれども、教育委員会のほうでは、武蔵野市の教育委員会の基本方針とか事業計画を毎年作成しておりますので、そこにその都度反映していくということとともに、先ほどお話ししました教育基本計画の見直し等が今後されると思っておりますので、そこと一体的に策定していきたいと思っております。

以上が「計画策定にあたって」というところです。ここでひとまずご意見をいただきたいと思えます。

【委員長】 ちょっと確認したいんですが、今、訂正いただいたのが、この図の障害者福祉計画の「者」を取って障害福祉計画とするんですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 すると、文章のほうの2の○の中は「子どもプラン」「障害者計画」となっていますが、じゃあここも障害福祉計画と。

【事務局】 はい。訂正をお願いします。

【委員長】 どちらも障害福祉計画と。それと子どもプランということですね。

ここまでのところで確認あるいはご質問等ありましたらば。いかがでしょうか。

【委員】 意見です。計画策定の背景の2つ目の○のところなんですけど、障害による生活上や学習上の困難を克服するよというところは、表現は少し変えたほうがいいのではないかなという気がいたします。

【委員長】 例えばこんなふうにとすることで、具体的におっしゃっていただけますか。

【委員】 障害特性に配慮して適正な支援、指導をしていくというような表現のほうが。克服となると、かなりこれは厳しく。

【委員長】 そうですね、克服というよりも、我々がそれに配慮して。

【委員】 克服できる部分がないわけではありませんけれども、その辺のところかなと思っております。

【事務局】 通常、教育のほうで使うときには、改善及び克服という表現を使いますので、表現を検討していきたいと思えます。何らかの形で直していきます。

【委員長】　そうですね、今おっしゃっていただいたように、より現場に、より我々に合うような形を変えていったほうがいいと思います。今いただいたような、克服のかわりに配慮して適切な指導支援をというふうなのは1つのアイデアとして承っておきたいと思っています。

ほかにはどうでしょうか。

そうしましたら、少しずつ進んだほうが全体像が見えてくると思います。Ⅱのほうにまわりまして、「特別支援教育の現状」という2ページ目のところから、これはまた大平さんをお願いしてよろしいですか。

【事務局】　はい。少しおさらいも含めて現状を確認していければいいなと思っております。理念とか基本方針あるいは今後の具体的な取り組みというところに時間をかけていただきたいと思います。

2ページ目ですけれども、「特別支援教育の現状」ということで、1つ目は国、東京都の取り組みということが書かれています。先ほどの背景と少しダブっているところですが、時系列に国の取り組み、東京都の取り組みというのをお示ししてあります。

それから「2 本市の現状」というところですが、最初に、特別支援教育の対象となる児童生徒の捉えということで、これも委員会の資料にもお出ししておりますけれども、特別支援教育の対象の概念図を見ていただきたいと思います。通常の学級に在籍するLD・ADHD、高機能自閉等の発達障害と言われるお子さんのことが新しく対象になったということが見えるかと思います。数字に付いては概ねということで押さえていただければと思います。

それから3ページ目ですけれども、1つは通常の学級における取り組みということで見ていきたいと思っています。①校内委員会、各先生方が学校でとても忙しい状況の中で特別支援教育を進めていただいていますけれども、忙しいということは十分承知なんですけれども、その上で校内委員会の定期的な開催とか、市から派遣している専門家スタッフ等を活用して、校内委員会できちっとした議論なりを進めていただきたいなと思っております。前提として、「○」のところは現状、「◆」を課題としてあります。課題が少しまだ踏み込みが足りないんですけれども、皆さんからの意見をいただきながら修正していきたいと思っています。

それから、②特別支援教育のコーディネーターということで、学校においてはコーディネーターが中心的に活動しているわけですが、当初は、コーディネーターは各学校

1名だったのが、複数指名されるようになってきております。18校中16校が複数指名になっておりまして、役割分担しながらやっているのですけれども、まだなったばかりでなかなか慣れない部分もありまして、それが現状になっております。

それから、コーディネーターの複数指名なんですけれども、その表に書いてありますように、学級担任がコーディネーターになっているところが非常に多いわけです。そうすると、授業を持っておりますので、なかなか校内の全体的な調整ができにくいというのが課題になっております。複数指名の中に、ポイントとなる養護教諭とか専科の先生とか学級担任以外の先生方を一緒に指名していただく中で役割分担を見直しし、具体的な取り組みを行うということになるかと思っております。市教委としてはコーディネーターの方々に実践的な研修を積んでいくということになるかと思っております。

③個別指導計画・個別の教育支援計画ですけれども、個別指導計画については、現在、通常学級の中で半数作成されていますけれども、これを何とか100%に近づけていきたいというのが1つあります。それから個別の教育支援計画自体は、通常学級ではまだ作成されていませんけれども、そこは今後の課題かなと思っております。特別支援学級のほうではそれが作成されていますので、そのノウハウを何とか生かしていきたいなと思っております。

それから④学校における相談支援ですけれども、ここは専門家スタッフ、教育支援センターの臨床心理士、派遣相談員、それから東京都のスクールカウンセラーということで、3職種が学校に支援に入っております。ここの3職種の連携を今後強めていきながら、一貫した相談支援体制がとれるような連携のあり方を考えていければいいなと思っております。やはり相談というのがこのポイントになるのかなと思っております。派遣の状況についてはそこに表で示しております。

それから⑤個別の児童・生徒への支援ということで、人的支援、直接的な子どもさんへの支援としては、サポートスタッフとかティーチングアシスタント、あるいは学習指導員ということで今入っています。今後、人の確保、今まで大学の学生さん等を中心をお願いしておりますけれども、なかなか人材が確保できにくくて、学校のほうで十分TAなりサポートスタッフが使いづらいという形になっていると思っておりますけれども、市教委としても人材確保に当たっていくことになるかと思っております。個別の支援状況についてはそこに表に書いてあるところです。

それから⑥特別支援教室モデル事業、今年と来年度がモデル事業の期間になっています

ので、モデル事業の検証を行って、その検証をもとに本格実施等に向けていければという状況になっております。

それから（３）特別支援教育・教育相談研修会、教員等の研修会の状況ですけれども、19年度は夏休み中の研修会を6回・延べ157人の方が参加していただきました。20年度はさらにこれが3倍か4倍ぐらいで、研修に対する参加率が高くなってきているところです。それから特別支援教育コーディネーターの研修会も年5回、連絡会を通じてですけれども、さまざまな研修を行って支援しているところです。これをさらに充実していくということになるかと思えます。

（４）特別支援学級における取り組みということで、学級の設置運営という意味では、ここの表に書いてあるとおりであります。その学級の中では個別指導計画が100%つくられ、また個別の教育支援計画が保護者の希望に基づいて造られておりますので、それをさらに進めていければいいなと思っております。

ただ、6ページ目の上のほうに書いてありますように、知的障害学級の中にさまざまなお子さんがいるというふうに委員会でお話がありましたけれども、その学級のあり方、指導の仕方といったところが少し検討が必要なのかなと思っております。後ほど取り組みの中にも出てくるところです。

それから情緒障害学級についても、週8時間という基準指導時間があるわけですが、それを超えて指導が必要なお子さんが通っていらっしゃるという実態がありますので、そういった方々への対応が課題になっているのかなと思っております。

特別支援学級においては、③交流及び共同学習ということで、これは知的障害学級あるいは肢体不自由学級の固定学級でさまざまな交流とか共同学習が行われておりますので、十分これを進めると。さらに一方通行の交流にならないように、通常学級の子どもたちとの相互の交流ができるように工夫を進めていければと思っております。

それから④に通常学級への支援ということで、特別支援学級のノウハウ、特別支援教育のノウハウを通常の学級に生かしていけたらと思っております。既にコーディネーターになっていただいたり、あるいは通級の先生が通常に指導に入っていくということもやっているのですが、位置づけをきちんとして充実できればいいなと思っております。

スクールバスの運行、これは都内でも珍しい制度になっています。けれども、通級の子どもさんが増えるに従って、このスクールバスの運行自体がちょっと難しいなという現状があります。これの見直しが必要になってくると思えます。

最後になりますけれども、特別支援学校における取り組みということで、副籍の充実、それから、特別支援学校の役割としてのエリアサポート校の支援というのを現在もたくさんいただいているわけですが、これを充実していければと思っております。

以上、現状と課題をお示しましたので、ご意見をいただければと思っております。

【委員長】 ここまでのところで先生方や、きょうは保護者の方にも来ていただいていますけれども、ご意見、ご質問ございますか。

【委員】 2ページの概念図ですけれども、左端のほうに小学校、中学校と小さい囲みになっていますが、この一番外枠の囲み、これが小学校、中学校をあらわすという意味でしょうか。

【委員長】 そうですね、じゃあ、この2番目の括弧は要らないんですよ。

【委員】 この小さい囲みが、何かそのほかの学級とは違った小学校、中学校があるというような印象がありますので、これはちょっと工夫されるといいかなと思いました。

【事務局】 わかりました、工夫します。

【委員長】 ほかにどうでしょう。

よろしいですか。たしか議論の中でちょっと出たと思うのですが、この中で、例えば6ページ目に通常の学級への支援ということで、通常の学級の担任への支援ということがここで書かれています。それから通級している児童生徒にとって安心できる環境というようなことも書かれているんですが、ちょっと話題に出たり、それから一番初めにもお母さんというのはやはり自分の子どものクラスにそういう子がいるという話を聞くことで不安になったり、あるいはお子さんもそういうことでいろいろと混乱したりということも話題に出ていると思うのですが、いわゆる他の児童への配慮ですとか、保護者一般への配慮というのかな、その辺に関してちょっと話題にも出たような気がするんですが、その当該の子ども、それからその子どもを抱えている通級の先生、それから保護者との連携という形では出てきているんですが、重要な登場人物として、そのクラスメートたち、それからクラスメートの保護者が当然いるわけで、そこら辺への配慮というのもこれは非常に重要なことだと思うのです。お母様方からも初めの段階で、やはり自分の子どものクラスのそういう話を聞いたときに、当然いろいろ気になるというご意見をいただきましたので、そのあたりもここら辺に入れていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 こちらに課題を入れて、それに対する取り組みということで、両方に反映させていただきます。

【委員長】　そうですね、そのときの課題として、たしか校長先生からもそのときにおっしゃっていただいたのですが、個人情報の問題ということもあって、やはりその辺のところの配慮ということは必要ですが、クラスメートへの配慮とか一般の保護者への配慮ということも少し取り上げていただけたらなと思います。

ほかにご意見。

【委員】　まだこの現状というところまでしか来てないようですが、私どものほうですと、ちょっと先へ行くと、今後の取り組みというほうには、(3) 新たな連携体制の整備のあたりには、2つ目ですが、教育機関と母子保健・子育て・療育の積極的連携による就学支援というようなところで書き込みがされておまして、前もお話したかと思いますが、私ども健康福祉部のほうでは、今現在、健康福祉総合計画づくりの策定に入っておりまして、先ほどの障害福祉計画の改訂や、私どもの健康推進計画の改訂もちょうどやっているところをごさいますて、その中でも私どもがずっと取り組んできている母子保健のあり方、ここら辺についてももう少し見直したほうがいいのかなどという議論にもなっているところでして、もともと母子保健法に基づいてやっている仕事が大変多いわけですが、平成9年まで保健所でもいろいろな健診類をやっておまして、それが平成9年に市に移管されてきたということがございまして、それまで市がやっていたものと、いわゆる東京都、保健所から移管になったものが今、混在をしているというのが現状です。そこら辺の整理を行うとともに、今、こちらで記載をされているように、やはり母子保健からその後、幼稚園、保育園、また学校に上がるというところで、どうも健康課のかかわりが切れてしまうような部分がありますので、特に障害児というのでしょうか、特別支援というのでしょうか、そこら辺の関係については、もう少し我々健康課の保健師もかかわって、まさに連携を深めてやっていく必要があるのかなと考えておりますので、こういった書き込みをしていただくと、健康課としても今後動きやすいかなと思っておりますので、これはぜひと思っております。

【委員長】　今後の取り組みのほうの(3)に当たりますか、新たな連携体制の整備の中に母子保健の……。

【委員】　そうですね、ここら辺でもう既に書き込みをしていただいていますので。

【委員長】　そのところを強調して。

【委員】　はい、現状の健診ですね。あと、なかなかこの5歳児健診というのは、まだ研究という形でしか難しいかなと思っているんですけども、ここら辺も先生方によって

もいろいろなお意見をいただいているところでして、ちょうど就学前のところで、どこでどう押さえるのかというのはあると思いますので、今後、健康課としても検討していく大きな課題だと認識していますので、こちらのほうの計画にも記載をしていただければと考えています。

【委員長】 それはとても重要なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ほかにご意見いかがでしょうか。

【委員】 6ページ目の③の部分なんですけど、ここは特別支援学級における取り組みを書かれている部分なんですけれども、例えば1番は特別支援学級の設置運営、2番が個別指導計画と個別の教育支援計画、そして4番が通常学級への支援でスクールバスの運行と並んでいる中で、何となしに交流及び共同学習は、確かにやっていることですが、取り扱いのレベルというか視点というのが若干違うのかなと思いました。交流及び共同学習は確かにやっていますが、非常に狭義な意味合いで書かれてしまっているんで、後ろのほうで今後出てくる推進計画の体系を見ると、理解啓発という部分の中にこれは多分入ってくるんだろうと思うのです。ならば、交流及び共同学習というのは非常に狭い意味でとらえられてしまいますので、もう少し視点を広げた形でタイトルが書かれていたほうがほかとの整合性がとれるのではないかなと思いました。

【委員長】 今は(4)の中に入っているわけですよね。通常の学級の取り組みのところにはなくて特別支援学級における取り組みの中の1つとして交流及び共同学習ということが取り上げられているのですけれども、これはむしろ独立して何か別に小見出しをつけたほうがいいのかという感じでしょうか。ただ、現状ということではどこかにこれは載せたいところですよね、今やっているということ。

【委員】 現状はもちろんやっているわけなんですけれども、これは手段なわけですよね。つまり、通常級の子どもたちと特別学級の子どもたちが、より人間関係をつくっていくという大きな目的、特別支援教育の理解をその中でしていってもらうということの中で行われていることなので、手段だけここにこう書かれてしまうと、現象面では確かにやっていることなただけなんですけど、もっと先の目標があってやっていることなので、目標をここに書かれたほうが私はいいかないかなと思ったわけです。

【委員長】 現状ということと何か目標、例えばスクールバスの運行みたいなこと等々が出てきてしまうわけで、何かそれと並列するところの難しさを今先生はご指摘いただいたと思うのですが。

【事務局】 今のお話で、後ろのほうの体系から逆に考えると、例えば（6）にして理解啓発という項目を起こして、そこに特別支援学級の交流・共同学習、副籍のほうもそこに入れたり、教育支援センターのお便りとかあるいは講演会とか、そういったものも含めて理解啓発という項目を起こすということは考えられるのかなと思いますけれども。それで少し工夫してみたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 現状として理解啓発というのはこの委員会として何度も重要なこととして挙がっていましたので、（6）として理解啓発というところに教育支援センターの広報活動ですとか、交流・共同学習という形で、あるいは市民へのいろいろな研修会、講演会などもあるわけですね、そんなものが挙がっているとよろしいかもしれませんね。

【委員長】 先ほど私が申し上げた他の子どもへの配慮ですとか保護者への配慮みたいなものも、現状で一部やられているところもあるんでしょうけれども、課題と現状と両方にかかっている問題だと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

そうしましたらば、3の今後の取り組みというところで、まずこれはⅢの3のほうからいくわけですか。

【事務局】 それでは、7ページの裏からずっと書かれていますが、一番最後にA3でつづられているものを先にごらんください。

武蔵野市特別支援教育推進計画の体系（第一次案）というところがあります。ここにこれからご説明するようなものが一応網羅されています。こちらで最初にご説明いたします。

一番左側のほうに4つ括ってあります。これは4つの視点という形でとらえてあります。1番目の視点は、一人一人の児童生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実で、真ん中のところに取り組みの方向性を出しております。1番が校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上、2番目が専門家スタッフ等による学校支援の充実、3番目が特別支援学級等の充実と通常の学級支援、4番目が管理職のリーダーシップの発揮と教職員の資質・専門性の向上ということで方向性を出しております。それぞれの方向性を受けて右側のほうに具体的な個別の事業を表しております。これは後ほどご説明します。

2番目の視点として、理解促進への取り組みの充実。方向性として2つ掲げておりました、1つは、特別支援教育に関する理解啓発促進のための取り組みの充実、2番目に教育支援センターの支援機能の充実、それぞれ右に個別の事業が入っております。

3番目の視点として、新たな連携体制の整備ということで、方向性としては4点、1つ

が教育・医療・福祉分野による幼児・児童生徒・保護者支援事業の推進。2つ目に教育機関と母子保健・子育て・療育分野の連携による就学支援事業の推進。3つ目に大学等との連携による研究・支援の充実、4つ目が都立特別支援学校との連携によるエリアサポート事業の充実。

4番目の視点ですけれども、特別支援教育推進のための教育諸条件の整備ということで、2つの方向性をあげています。1つは特別支援学級等の整備、2つ目に特別支援教育推進体制の整備ということになっております。

この大きな体系図をもとにそれぞれの個別の事業をやっていくわけですが、そのことについては、元に戻りますけれども、7ページの裏からになります。具体的に少し説明をさせていただいています。

よろしいでしょうか。(1)に一人一人の児童生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実(その1)、(その2)と2ページにわたって書いてあります。1番目、校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上というところですが、右側に3つあります。1つは校内委員会の機能充実、2つ目に特別支援教育コーディネーターの資質向上、3つ目に個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用ということになっていきます。この3つについては、既に取り組みが始まっているところですので、目新しいものはありませんけれども、それぞれ、市教委としては各種マニュアルをつくるか、あるいは研修会を行うとか、コーディネーター連絡会を開催するなどして、学校あるいはコーディネーターの方を支援していくとしております。3つ目の個別指導計画等については、支援が必要と思われる子どもさんについては、この指導計画をつくって学校内における指導のあり方について確認していただければなと思っています。それから個別指導計画自体は、プライバシーのこともありますけれども、学年進行あるいは進学等によっても引き継がれていけばいいなと思っています。それから個別の教育支援計画につきましては、特別支援学級のほうで今作成していますけれども、もう少し特別支援学級のほうで作成し、そのノウハウを積み上げていただきたいと思います。場合によっては通常学級のほうにもそのノウハウを生かして個別の教育支援計画をつくっていただきたいと思います。なお、東京都等では教育支援会議を設置しながら教育支援計画を作っていくというふうになっておりますけれども、私どもには教育支援会議というのがまだできておりませんので、そういうものを各学校ごとに作っていく方向を検討していきたいと考えます。

それから2番目に専門家スタッフ等による学校支援の充実なんですけれども、①から4

点あります。専門家スタッフなど各学校にいろいろな人材が入っているので、役割をきちんと明確にしながら、支援に役立てていただきたいなと思っております。①については専門家スタッフですけれども、これは学校の特別支援教育の推進体制全体をいろいろな形で支援していただく、もちろん個別の子どもさんへの支援方法もやっていただくわけですけれども、校内における特別支援教育推進体制を促進するという位置づけをもうちょっと明確にしていきたいと思っております。

それから②については、日常的な教育相談、これは週1回、中学においては週2回教育相談の日にちが設けられますけれども、教育相談の充実を図るという意味で派遣相談員あるいはスクールカウンセラーを活用していただきたいということになるかと思えます。

③には、まだ私どもにはないので新規となりますけれども、福祉分野との連携を図りながらスクールソーシャルワーカーを導入検討していきたい。これは発達障害の子どもさんへの対応もあるんですけれども、先行的にやっている市を見ると、主に不登校対応ということになっております。派遣相談員、スクールカウンセラーも不登校対応をやっておりますので、そことのすみ分け等を考えながら、さらに家庭、福祉との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーの導入を検討していきたいということです。

④はサポートスタッフ・ティーチングアシスタントですが、これは学生でやっておりますけれども、地域人材というものの活用というのが考えられないのかなということで挙げさせていただきました。そういった一定の人材が確保できるならば、場合によっては小1プロブレムの対策にも対応できるのかなと考えております。

それから3番目、特別支援学級等の充実と通常の学級支援ということですが、重点的なところだけをお話ししますと、①の情緒障害学級と通級指導学級ですけれども、この学級を特別支援教育の地域の拠点として位置づけて、通常の学級への巡回指導等を行っていききたいと思っております。そのためには学級の整備ということや指導体制の整備が必要になってくるかと思えます。

それから、時間がないのでちょっと飛びますけれども、⑤に特別支援教室モデル事業の実施、これは今年から始めたので新規・継続という形になるかと思えますけれども、モデル事業を踏まえて、できれば本格実施あるいは順次拡大という方向に向かえばいいなと思っております。

それから4点目、管理職のリーダーシップ発揮と教員等の資質・専門性の向上ですが、市独自の研修の充実ということをうたっていきたいと思っています。市教委独自で

は、夏期休業中に研修をいろいろやっていますけれども、さらにその研修の中身を少し見直して、管理職を筆頭にそれぞれ職層ごとの研修を強めていければと思っています。

それから次のページに移ります。(2)に理解啓発促進、先ほどのお話もありましたけれども、2回の委員会で議論したところです。その1つ目の方向性としては、特別支援教育に関する理解啓発促進のための取り組みということで、右側に①から⑥まであります。①に、先ほどお話ししました教育支援センターによる理解啓発の充実、それから先ほど健康課長のほうからお話がありました、②に母子保健事業を通じた保護者理解の促進、それから③、これは障害福祉計画にも掲載されていると思いますけれども、障害者福祉の中でバリアフリーの推進、それから④特別支援学級における交流及び共同、⑤が副籍、⑥が、特別支援教育研究指定校というのを現在2校、小中で1校ずつやっておりますけれども、その実践を踏まえながら全小中学校に普及啓発していきたいと思っています。ここでは②と⑥がポイントかなと思っています。

2番目、教育指導センターの支援機能の充実ということで、現在、教育支援センターがさまざまな教育における相談の中核になっておりますけれども、そのほかにも相談という意味では就学相談とか帰国外国人教育相談室というのがありまして、特別支援教育と直には絡まない部分もあるのですけれども、悩みを持ったお子さんも帰国生や外国籍の中にはおります。学習についていけないとか、生活習慣になじめないというようなお子さんもいらっしゃるわけですが、その対応についていま一つできていないところがありますので、今後は教育支援センターの臨床心理士との連携を図りながら、全体を一体的に進めていければと思っています。特に就学相談というのが特別支援教育の1つの課題にもなっておりますので、その充実を図っていければということになるかと思います。

少し飛びまして、③のスクールソーシャルワーカーは再掲です。④幼稚園への巡回相談の実施ということで、既に1つ2つの幼稚園には行っておりますけれども、ここを充実していければと思っています。

(3) 新たな連携体制の整備です。1番目の①のところを見ていただければ、子育てや福祉部門との関係機関との連携の充実、ここに関係機関の連絡会等の組織化と書いてありますけれども、後で障害福祉課長からもお話があればいいなと思いますけれども、教育とか福祉の行政分野を中心に少し連絡会等を持っていきたいと思っています。具体的には、その下書いてありますけれども、就学支援シートなどのあり方を検討できればと思っています。

それから、①特別な支援が必要と思われる乳幼児に対する早期支援の実施、新規事業で健康課長がご説明したとおりです。

②就学前機関と小学校との連携の充実、これは新規事業になっておりまして、ここを今後大事にしていきたいと思っております。先ほどのお話のような就学支援シートをつくる、保育園や幼稚園からの情報をきちっと引き継ぐということを検討していきたい。それから小学校と就学前機関との連携事業を行いながら円滑な入学を促進したいというのがこの内容であります。

3番目に大学等との連携の中の①ですけれども、この委員会の中でも知的障害学級のあり方で、知的・発達障害学級という新しい考え方を橋本先生のほうで出していただきました。教育課程をどうするか、指導のあり方をどうするかということで少し研究していければいいなと思っております。

それから4番目については、従来どおり特別支援学校のほうからセンター的機能ということではいろいろご支援いただきたいと思っております。

最後のページになります。(4)推進体制ですけれども、いろいろな意味で特別支援学級の充実が図られるわけですけれども、やはり数が少ないので、特に情緒障害学級を中心に市内適正配置を検討していきたいと思えます。それから、情緒障害等の固定学級のあり方も研究していきたいと思っております。

それから最後になりますが、計画を着実に実施できているのかどうか、あるいは計画がなかなかうまくいかないのかどうか、そういったところを検証し、進行管理をしていくという意味で、2の①のところに書いてあります特別支援教育推進委員会を再編していきたいと思っております。

その次のページから3枚ほどイメージ図を載せてあります。1枚目の小中学校における施策のイメージですが、左側に相談支援に対する施策というのが載せてあります。専門家スタッフ、教育派遣相談員、スクールカウンセラー、学校医、精神科医の派遣、スクールソーシャルワーカーの派遣ということで、下の2つが新規になります。この委員会でも議論されたところを載せてあります。それから右側のほうには児童生徒への個別支援に関する施策ということであります。一番下に書いてあります特別支援教室モデル事業、この検証によっては各学校においても効果的な事業になるのかなと思っております。こういった形で取り組んでいければ学校支援になれるのかなと思っております。

それから次のページですけれども、幼小の連携のイメージが書いてあります。乳幼児期

から小学校、学齢期への引き継ぎのイメージを書いてあります。先ほどの健康課長のお話もありましたけれども、乳幼児期においてのいろいろな取り組みを現在もやっています。その連携をつくるということと、さらにその連携を踏まえた小学校への引き継ぎ、連携ということになるかと思います。矢印のところの◎のところ、就学支援計画による引き継ぎ（支援シート）というふうになっております。それから②に保育要録・指導要録の作成と引き継ぎ、それから白枠になっていますけれども、幼小連携モデル事業の検討ということで、事業としてはあるのかなと思います。

それから次の右のページですけれども、新しい推進体制、先ほど言いましたこの計画の進行管理とか検証を行っていく体制になりますけれども、それが①に書いてある特別支援教育推進委員会で検証、進行管理していくということです。それから、以下、コーディネーター連絡会とか通級判定委員会、就学支援委員会、これは既存の委員会を関連づけて載せてあります。こんな形で進めていければと思っております。これもイメージ案でありますけれども、今後、皆さんのご意見も含めて変わっていくのかなとは思っています。

【委員長】 ありがとうございます。資料がたくさんありますけれども、どの部分からでも構わないので、ご質問、ご意見、ぜひお聞かせください。いかがでしょうか。

【委員】 わかりにくかったので教えてもらいたいのですが、スクールソーシャルワーカーは、どうも不登校対策のように聞こえてしまったんですけれども、特別支援教育においてスクールソーシャルワーカーがどんな役割をしてなぜ必要かというのをもう少しわかりやすく説明いただければと思うんですけれども。

【委員長】 スクールソーシャルワーカーの導入というところが2カ所ほど出てきているんですけれども、先ほど大平さんも不登校ということだという話でしたけれども、発達障害だけじゃないですが、特別支援教育とより重ねて具体的にということで、何か工夫は。

【事務局】 スクールソーシャルワーカーは国のほうから打ち出された制度でありまして、今年度、国、東京都を経て全国的に試行実施がされている事業であります。これは先ほどお話ししましたように、学校の中でいろいろな児童の対応があるわけですが、従来は心理面での教育相談というのが中心だったんですけれども、そこが心理面だけではどうしても問題解決にならない、発達障害のお子さんもそうですし、発達障害を起因とした登校渋りとか不登校に行く子どもさんもいらっしゃるわけですが、そういった子どもさんに対して、ただ学校の中での教育相談をやっているだけでは解決がなかなか難しい。児童相談所とか、あるいはうちでいうと子ども家庭のSOSとか、そういったところ

も含めて家庭にもうちよつと入っていく、家庭の保護者とともに入っていくということが学校の中のニーズとしてはあるわけです。それを社会福祉士とか福祉の分野にたけている人を中心にソーシャルワーカーとして入っていただいて、学校と連携してそういった子どもさんの対応を行う。対象となるお子さんは発達障害のお子さんもいればそうでないお子さんもいるし、うちの教育支援センターの派遣相談員とかスクールカウンセラーで現在入っている人たちも、不登校対応もやるし、いじめもやるし、発達障害の児童対応もやるという、その中でさらに家庭に入っていくところが、心理系の相談員についてはちょっと苦手な部分があるわけです。そういったところを心理面と福祉面の相談をあわせて一緒にやっていきたいということで、スクールソーシャルワーカーの制度が出てきたわけです。それから、すべてが100%発達障害だけということではないし、発達障害の絡みもあるし、その流れの中で不登校対応ということにもなっていくということです。

【委員長】 その文言が2カ所ほど出てきますよね、どちらにも不登校対策も視野に入れるとか、不登校やいじめ等の何とかと出てきているので、この後の理念にも出てくるのですが、ソーシャルワーカーというのは地域資源の開発という、我々心理なんかはなかなか地域まで出て行ってどういう資源があるかということを見ませんけれども、地域資源の開発というのと、地域家庭との連携を担うものがソーシャルワークですから、こういった制度を導入して、地域とともに生きるとか何か出てきたじゃないですか、この後出てくるわけですが、地域資源の開発や地域・家庭との連携の充実を図るとか、そんなふうな感じの言葉にして、あえて別にここに不登校という言葉は突然出さなくてもいいかなというふうに思いました。

【事務局】 私も、あんまり不登校というところを出し過ぎると、ちょっと逆の発想があるかなと思うのですが、先ほどの部長のご質問の中で、実際に今の不登校の子の、何が原因でどうかというのを調べていったときに、単に心理的なそういう負担だけじゃなくて、結局、例えば母子家庭でお母さんも生活に忙しくて夜に働きに出たり、朝も早く出ちゃって、きちっとその子を起こせないためにその子が基本的な生活習慣がしっかり身についてなくて、そのために学校に遅れがちで、それが不登校になっていくとか、やはり昔のカウンセリングだと、心理的面を育てていけば何とかなっただけでしょうけれども、今はやはりもう少し生活面とか福祉とか絡んだ家庭そのものに対して少し支援をしていかないと、不登校の対策のところをとれない、そういう部分が結構出てきて、それで今、そんな国などもそういう動きが出てきているんだなと思います。

【委員長】　そうですね。ついこの間も、長年不登校というので、ずっと部屋の中に置きっ放しで、保護者が精神障害でずっと学校に行かせなかったという問題が出ましたよね。あんなことが出ると、つい長期欠席者をすぐ調べるとまた国から言い出していますけれども、そこまではちょっと過激にならなくてもいいのでしょうか、一番初めに障害のある子もない子もともに生きるということが1ページ目にありましたけれども、地域資源を開発し、そして地域とつながっていくという点では、ソーシャルワークという機能は非常に重要な部分かなとは思っております。その辺で少し言葉を補っていただけたらと思います。

また、小1プロブレムとか、私たちが議論の中で出てはいますけれども、ここにぽんとその言葉があるとわかりにくくないかなと思うのですが。

【事務局】　用語などのわかりにくさがあると思いますので、資料を添付する予定です。専門家スタッフやADHDなどの用語の説明をつけようかなと思っております。

【委員】　保護者とか地域とか理解啓発という言葉が幾つか書かれているんですけども、理解啓発の範疇といえはそうなのかもしれないのですが、保護者への支援ということはずごく必要——どこまで教育がやるのか、学校がやるのかという話になってくるかと思うのですが、お子さんが発達障害をお持ちだということでは、そのことに対する受容を助けていくということと、あと、保護者の責任じゃないんだというといった意味の保護者へのフォローというか支援というか、そういうものがあってこそ子どもが守られていくというところがすごくあるように思うのです。ですので、私どもは障害福祉の分野ですけれども、本人への支援と、家族への支援というのは同じぐらいにエネルギーの要ることで、でも必要なこととは常々思っているのですけれども、そこで保護者への支援というようなことをどこかで明確に書き込みができるといいかなという気はするのですが。

【委員長】　そうですね。先ほどもありましたけれども、当事者のというか、子どもへのということでは1のところでは一人一人の児童生徒ということであるのですが、保護者へのということ、これもまた実は障害のある子の保護者だけじゃなくて、さっきも出たように障害のない子の保護者にとっても、クラスメートの保護者への啓発理解ということも非常に重要な部分ですし、場合によっては支援ということも必要な部分だと思いますので、それをどこかに、私もどこに入るかなというので、特別支援教育推進のための教育諸条件の整備みたいのところに入るのか、この理解啓発みたいのところに入るのかなとちょっと考えていたんですが、重要な部分かなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 地域人材の確保の話がさっきありましたけれども、地域で支えるというか、地域で子育てというのは非常に必要だと思うのですが、一方で、特別支援が必要な特別な教育ニーズ対応の充実というところに出てくると、非常に難しい問題もあるかなと思います。地域人材の確保と書くのは簡単ですけども、何となくボランティアの人が入ってくるようなイメージだとちょっと難しいのかなという気がします。逆に校長先生にこの辺あたりはどうか聞いてみたい感じです。お話を聞きたいです。

【委員長】 イメージとしては、地域人材というのは学生ではなくて、地域の、武蔵野市の……。

【事務局】 そうですね、なぜそういうふうなことが出てきたかといいますと、学生さんは1年とか2年で交代しちゃうのです。卒業しちゃうということもあって、支援人員を研修して育成しても、結局1年とか2年でいなくなってしまうのです。

こういった障害をお持ちの子どもさんのサポートという意味では難しいと思うのですが、もし地域の方では、直接プライバシーに関係ないところで学校にご協力いただけないのかなというふうな思いがあるわけです。地域を市全域ということで考えて、学区を離れて別の学区を支援するというようなことが考えられないのかということなのです。実際には学習指導員とか、TAをやりたいとか介助員をやりたいといった申し入れのある方がいらっしゃるようです。こちらも積極的にそういった募集もかけていないのですけれども、これも実際にどれだけ協力者が出てくるか、あるいはそういう呼びかけを本当にしてもいいのかどうか、学校のほうでそういった方々を受け入れられるのかどうかというのが今後の課題にはなるのですけれども、思いとしてはそういうことです。

【委員長】 その辺で先生や保護者の方から何かご意見ございますでしょうか。

【委員】 基本的に、今、大平課長さんが言われたとおり、まず子どもたちのかなりの情報を出しますので、かなりの情報を出さないとご理解いただけない部分がたくさんありますので、まず学区域の方は、正直言って、特例はあるにしても一義的には避けようと思っています。それから積み重ねという部分では、学生は、今教員が不足していますので、どんどんかなりの数で合格して出て行ってしまいます。そういう意味では今、学生がなかなか入らない。優秀な人材ほどどんどん出て行ってってしまうという、そういった意味ではほんとうにある程度長いスパンでかかわっていただける方がいればそれに越したことはない。ただ、教員側から言うと、またこれも教員の中にも若い教員もいればベテランもいるしということで、普通の特別支援学級の中でも指導者と介助の関係ってやはりあるわけですね。そ

ういうところがきちっと整理されていないと、優秀な方ならだれでもいいですよというわけにもなかなかいかない部分があるので、その辺はまだ今後システムとして整理をしていかなきゃいけないことはやはりあるんだろうと思います。

【委員長】 ありがとうございます。どうですか、保護者の方。

【委員】 きっと地域にそういう心理学などの勉強をされて、今、何も職についていない方もいらっしゃるでしょうし、あとは、子育ての経験をしたことのある保護者などはお手伝いできる場所があったらいつでもお手伝いしたいんだけどなという気持ちはみんな持っていると思うんですが、ただ、そういうふうには学校のほうでちょっと来てもらっちゃ困るかなという感じだと、やりにくいだろうとは思いますが、たくさん手伝ってくださいと言えば手伝ってくれる人はいるんじゃないかと思っています。

【委員長】 その辺はまず声を聞きながら、私、全体を通して思ったんですが、どこかに当事者の声とか、当事者の中には発達障害の子どもだけじゃなくて、障害のある子だけじゃなくて、障害のない子どもの親や、できるだけ当事者たちからの声を反映させるようなところをどこかに入れたいなと思っているんですけども、そのあたりの声を拾って工夫していければと思います。

そういう意味では、連携体制のところでも、実は家庭の連携というのは、1カ所、前のほうで保護者と連携して個別指導計画を立てているというところであったんですが、普段、我々など専門家がいろいろやるときに、連携の中で、保護者との連携、家庭との連携というのはすごく大きくあるのですが、ここに登場してくるのはみんな外部機関ですよ。保護者もあるいはもっと家族としていいんですけれども、立派に連携をとる相手でもあると思いますし、もちろんケース・バイ・ケースでいろいろあるでしょうけれども、あえて家族、家庭あるいは保護者というのをここで除いてしまわなくてもいいのかなということはちょっと思いましたが、先生、いかがでしょう。

【副委員長】 どこで除くというのは。

【委員長】 (3)のところの新たな連携体制の整備というところで、まあ体制となるからなんだろうが、家庭の家の字も保護者の保の字もなく、医療、教育、福祉という形で、保護者の支援事業の推進という形では出てくるのですが、さっきの図のほうでも、家庭と連携をしていくことって実際はしていますよね、医療が登場しなくても家庭と連携していくとか、何か家族、家庭、あるいは保護者とかが出て——今ですと、例えば養護施設等もありますので、養護施設の職員との連携ということも非常に大きな部分だと思います。

ので、保護者、監護者との連携みたいなこともどこかにあってもいいのかなと思いますが、ちょっとずれてきますか。

【副委員長】 いや、個別指導計画と個別の教育支援計画というのは基本的に保護者参加でつくることがまれです。

【委員長】 この（３）の新たな連携体制のところには必要ないでしょうか。

【副委員長】 先ほどの保護者とか家族支援という言葉は入ってきていいと思うのですが、保護者との連携というのがこういうところに入ると、じゃあ今まで連携していなかったのかということになりますので、教育は当然として、保護者の要望を聞いた上で行っているということなので、委員長がおっしゃっている強調というのがどこに入ったらいいのかというのがわからないんですけれども。

【委員長】 今おっしゃったように、ここにあえて書くと今までしてなかったのかと。そんなことないと思いますので、ただ、別に書いたから今までしてなかったということではなくて、常に何となくお役所とか専門機関とかというのが登場して支援とか連携ではなくて、そこに家族というか、保護者と言っていいのかな、それが連携の中に入ってくるというのも大事じゃないかなと思うのですが、いかがでしょう。

【事務局】 結局、さっきの連携図の中も、乳幼児期という丸いところは、基本的にここには家族というか本人ということなのです。子どもさんが対象なので、子どもに対する働きかけも当然なんですけれども、主に支援をしていくといった場合の相手方、当事者となると保護者ということになるので、当事者というところとの連携という意味では、先ほどの個別の教育支援計画とか、支援を行うときの了解とか同意とか、そういったところで常に出てくるものですので、当然に保護者と一緒になって何かを進めるということだと思います。そのところを踏まえてどういう支援がそこに入ってくるかということもここであらわしているので、あえて書くということではなくて当然に……。

【委員長】 いや、あえて私は、先ほどおっしゃっていただいたように、保護者への支援、あるいは保護者への理解、啓発ということと同時に、保護者というのは支援が必要な対象でもあり、理解啓発も必要な対象でもあると同時に、実は支援をしていく上でのパートナーでもあるわけですので、何かその辺はきちっと言葉にしていってもいいのではないかなと思います。

【事務局】 山田課長、障害福祉計画の中では、保護者との連携というところでどうですか、保護者自体のパートナーシップみたいな形で。

【委員】 保護者との連携というような表現には確かしてないですね。

【事務局】 保護者への支援ということならばあるんですけども。

【委員】 はい、家族ですとか。

【事務局】 そうですね。今の委員長先生からのご提案は、またちょっと別個に詰めさせていただいて、うまく事業化できるようなものならば、ここに載せていくということでもよろしいでしょうか。

【委員長】 ええ、橋本先生がおっしゃったように、おそらくやっつけるところはやられているのでしょ、意識するかしないかは別として。でも、保護者は支援が必要な対象でもあるけれども、同じぐらい我々が支援をしていく上でのパートナーでもある、そういうところを、これからこの後に出てくる理念というところでも、やはり対等ということで、当事者の子どもと保護者はやはり違うと思いますので、というのはちょっと思いました。

済みません、ほかにご意見はございますでしょうか。

【委員】 3つだけちょっと教えてください。

(1)の3番の④のところですけども、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴学級における指導・支援の充実のところだけが何もありません。これはこのままでいくのかということが1つです。

【事務局】 失礼しました。実際にはここに入ってきます。

【委員長】 じゃあ、いずれここにはもう少し具体的な内容が。

【委員】 わかりました。

2つ目が、その下の4の③の部分ですけども、特別支援学級担任の専門性の向上のところ、「市教委は、特別支援学級の全体研修や」という、この全体研修の、前に設置校長会でちょっと話題になりましたけれども、やはり障害種別でやらないと意味がないんじゃないかというご意見があったんです。私もそう思ったんですが、ここで指している全体研修というのは、あくまでも全員で集まって分科会ごとにやるようなイメージで言っているのか、あくまでも全体なのかというところをお尋ねしたいのがもう1つです。

それともう1つが、次のページの(2)の1の⑤ですけども、副籍事業の充実、通常の学級における福祉教育指導の充実というのですが、福祉教育指導という言葉があるのかどうか、ちょっとそこを教えてくださいたいのです。

【事務局】 福祉教育指導は、福祉教育と訂正したいと思います。

【委員長】 福祉教育の充実ということですか。

【事務局】 はい。

それから、先ほどの（１）の４の③ですね、特別支援学級の全体研修というのは、障害種別を超えて全体的にという意味です。今現在は、障害種別ごとにいろいろな研修を行っているのですが、例えば情緒の学級の指導と知的の学級の指導が入り組んでいるとか、いろいろな意味で別の障害種別の学級でどういうふうな形で指導しているのかを知りたいという意見があったのです。これは学校部会のワーキングで特別支援学級の先生からの意見がありましたので、それを踏まえて書いてあります。

【委員長】 校長先生のご意見だと、障害の種別を一緒にするということの難しさがあるんじゃないかというむしろ逆のご意見でしたけれども。

【事務局】 従来どおり障害種別ごとの研修は大事にしていくわけです。

【委員長】 それがあって、それとは別に統合した・・・。

【事務局】 二、三年前までは心障学級の教育推進という意味では全体研修みたいなものがあったのです。そういった横断的な場があったほうがいいんじゃないかという、そういう意味です。

【委員】 そうすると、全体研修というのはあくまでも、それはさまざまな専門性向上を目指すための研修の１つであって、これだけではないという理解でいいのですね。

【事務局】 はい。

【委員】 なるほど。ここであえて全体という言葉が……。何かそれに拘束されてしまうような気がするんですけども。

【事務局】 横断的とか、そういった趣旨の文言にかえていきたいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。ほかはどうでしょう。

【事務局】 杏林大の古賀先生が用事があって出られないのですが、２つ心配するところがあるから言っておいてほしいと頼まれました。

その１つは、教育支援センターの支援機能の充実ということで、支援センターの役割が教育相談などの情報発信の充実、あるいは相談時間の拡充、派遣相談支援の充実、スクールソーシャルワーカーの導入、幼稚園の巡回相談の実施など、現状のままでこれだけのことをとても背負いきれない。だから、それだけやるためには、支援センターをこれから相当大きく膨らませて人的にも組織的にも拡充発展させるという前提でこれを考えていか

ないと、現実的に今のままで即ということは非常に難しいということが1つ。

それからもう1点は、古賀先生の専門の立場のほうから、(3)の1の②の精神科医の学校訪問等による医療相談の検討というところで、今、精神科医の現状から言うと、ものすごく患者さんがいっぱいいて混んでいて、ほんとうに学校訪問なんてできる余裕がないんじゃないかということを古賀先生はちょっと心配しておられました。

【委員長】 ありがとうございます。有言不実行とならないためにも、具体的にその辺に関しては、人員とか体制に関しまして、今おっしゃっていただいたのが、(2)の2のところと、(3)の1の中の②の部分です。教育支援センターの支援機能の充実というところと、新たな連携体制の整備の中の1の②の精神科医の学校訪問等というところに関してですが、これを実現させるためのバックの部分ですね、その辺に関しましてもうちょっと具体化をしていく必要があるということです。

【事務局】 この委員会でも古賀先生から同じようなご意見が出されていまして、何かやるためにはその体制というのが必要なのと、現状の中でも工夫してやれるところなどもありますので、やっていけるところから着手していきたいと思っています。

精神科医の関係は、委員会でもお話ししましたが、精神科医の学校医との協議が整えば、何らかの形でこの文言が達成できると思います。

【委員長】 もうちょっと実現可能な。

【事務局】 はい。学校医と一、二度相談はしているのですけれども、もうちょっと時間がかかるのかなと思います。

【委員長】 ほかにご意見ありますでしょうか。

お願いします。

【委員】 先ほど、大学だけじゃなくて地域の人材の活用ということで、例えば本校でも、サポートスタッフ、ティーチングアシスタント、合計4名が特別支援学級に来ていただいています。地域の大学で成蹊大学と武蔵野大学から2名ずつ来ていただいているのですけれども、かなりボランティア的な要素が大きいといえますか、ご本人の厚意に甘えている部分で、そういったボランティア的な要素がなければ成り立っていないという面をちょっとご報告申し上げたいと思います。いわゆる純然たるボランティアで、例えば本校でも特別支援学級の英語とか美術、それから菜園といえますか、特別支援学級で畑をやっているのですけれども、それから藍染めの体験というのもあって、それは大学の先生がボランティアの方を連れてきて藍染めの体験をやっています。そういった本当にボランティア

に支えられて、特別支援学級が成り立っているのと同時に、その来ている大学生やボランティアの方たちは結構リタイアした方ということで、そういった方々にとって特別支援学級に対するボランティアが1つの生きがいになっているのではないかと思います。生涯学習社会を考える上で、そういった方のパワーとか学校の教員に無い優れた力、英語力でもいいし、藍染めだって教員が持っていない、そういったものを、還元という言い方は失礼なんですけれども、そういった力をいただくというのは、特別支援教育を考える上でもそうですし、生涯学習社会を考える上でもとても大事なものだと思いました。

【委員】 本校が特別支援学校に直接関係しているところで2つばかり意見を言わせていただきます。

(2)の理解啓発促進のところの⑤副籍事業の充実のところですが、今後この推進計画が具体になっていって予算化されたりしてくると、また実施計画というようなものが出てきて、ここの周知をされるための理解啓発、こういうもの手段が研修会何回とかいうふうになってくるんだろうなとは思いますが、ここがさらっと流れていて、方策が見えてこないというような感じがしますので、何かもう少し一歩踏み込んだものがあるとうれしいなど。

ご参考までに、本校の場合は、副籍の日というのを年に1回設けました。これは本校の開校記念日を副籍の日と指定しまして、これは児童生徒はお休みなんですけれども、教員は出勤しておりますので、そのときに自分の学級の子どもが副籍を置いている学校の授業を参観に行くというのをやりました。相手校は普通の曜日ですから、普通に授業をやっていますので、自分の子どもがこの学級に来たらこういうような取り組みだったら入れるなとかというような具体的なイメージを教員が持てるという機会に、去年から始めたのですが、もししたら、ことしは11月1日が開校記念日なのですが、お休みの日と重なってちょっと空振りに終わってしまいました。もし武蔵野市さんでも、そうやって子どもは休みだけれども教員は出勤しているという日があれば、そこを特別支援教育の日とかいうふうにそれぞれの学校で位置づけてもらおうと、教員がほかの種別の支援学級を見に行くとか、本校に来ていただいても結構ですけれども、そうやると、具体的な理解啓発、教員だけですけれども、そういうようなことは取り組めるかなと。

あとは本校は、地域の学校からの求めに応じて、保護者が障害を持った子どもの母親あるいは父親という立場で講演会をやるということもやっております。これなんかは非常に有効だったかなと。

それと、あともう1つこれに関係したところが、(3)の新たな連携体制の整備の4番、都立特別支援学校との連携によるエリアサポート事業の充実と書かれております。本校も限られた人材の中でできる限り応援できるところはやっていきたいなと思っておりますけれども、ただ、発達障害系に関しては専門ではないのです。それはやはり学級さんのほうが専門家が大勢いらっしゃると思います。たまたま現在コーディネーターを担当している教員が、かつて発達障害系のお子さんを長く担当していて知識も豊富だという現状がありますのでニーズに対応できているということがありますけれども、そうした人材を学校として育成していくという仕組みはありませんので。あと、本校はどちらかといえば自閉症のお子さんが多いので、自閉症に関しては研究も進めておりますし、ノウハウの蓄積もありますので、ある程度応援できるかなと思います。

それと、先ほど教員の研修のことをお伝えしましたがけれども、もし初任者研修とか年次研修で特別支援学校を活用していただけるというような機会があれば、ぜひ積極的に派遣していただけるとありがたいなと。それは1日なのか半日なのかわかりませんが、来ていただくと、こちらも人手としてあわよくば活用しようというもろみもありますので、例えば4月には5人来るとか6月に5人来るということになれば、その日をお出かけの日にして一緒に手をつないで公園まで行ってもらおうとか、そういうような学校の中のプログラムを想定して充実しておくことができますので、ありがたいなと。今後、具体の策が出てくるようになったら、今のようなアイデアを参考にいただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。これだけ具体的に出てくるとイメージもわかりやすいですし、実現も可能性が出てきます。

【事務局】 そうですね。今お話いただいたようなところを含めて、市独自では、コーディネーター連絡会とかいろいろなところに来ていただいて、副籍の周知もしていただいているし、リーフレットとかで副籍の事業を紹介しているとか、幾つかやっているところがありますので、それもあわせて検討したいと思っています。

【委員長】 そうですね、リーフレット以上に、現場に行くというのはものすごく重要な理解啓発になると思います。

それと今、國松先生がおっしゃってくれた、私もぜひお願いしたいのは、この理解啓発の中で、当事者の声を聞く、当事者による講演会というのかしら、それはぜひ入れていただけたらと。一介の専門家よりもずっと多くのことを学ぶことができるのではないかなと

思いますし、(4)の1のところでも、これもこの委員会で議題に出たと思いますが、我々お役所や専門家たちはこういうものがあるといいだろうと思っても、実際に利用する親御さんとしては、できるだけ固定級は使いたくないとか、低学年の間に通級は行きたくない、ぎりぎりまで我慢してと、皆さん方とは考え方が違うんじゃないかということがこの委員会でも出ましたけれども、その辺のことをきちっとした形で進めていく上でもヒアリングといいますか、当事者の親御さんたちの声をもう少し聞くようなところを(4)の1のあたりに入れていただきたいのと、同じように(4)の2の①の特別支援教育推進委員会の充実で、図の中にも構成とありましたけれども、ここにもこうやって今保護者の方がいらっしやることは私は非常に心強いのですが、当該の子どもの親御さん、あるいは施設職員、武蔵野市の養護施設があるわけで、そういった方たちも委員会のメンバーに積極的に入っていただく、あるいは特別な形で参加いただくというようなことも、お役所仕事だと言われないためにも、きちっとボトムアップで練り上げていく上でも重要ではないかと思しますので、ぜひ考えていただけたらと思います。

ご意見、ほかにどうでしょうか。

【事務局】 この中で、知的・発達障害学級という、その考え方がありますので。

【委員長】 そうですね、先生におっしゃっていただいたところですね。

【事務局】 今までの中で出てきてないことも含めて、何かご意見をいただきたいのですけれども。

【委員長】 橋本先生、どうでしょうか。

【副委員長】 課長さんがさっきおっしゃったとおりで、現実的な問題として境界線事例とか、または発達障害と診断を受けてもおかしくないんですが、知的障害の固定級のほうにいらっしやるお子さんがいるわけですので、これは緊急的にカリキュラムの検討とか指導法の検討はしていかなくちやいけないということは1つあるんだと思うのです。それで、情緒障害の固定級とここには書かれていますが、研究とあわせてという書き方ですね。現実的に東京都や国で情緒障害の固定級が定着していくかどうかというところは、非常に見通しとしてはまだわからないところですから、現実的な問題をまず緊急的にやるとすると、その知的・発達障害ということで今入っている子たちへの研究を進めていって、きちっと整備する。法律上は本来そこにはいるはずがない、医学的な診断を受ければおそらくそうだろうということなわけですが、IQが高くても実は知的障害という診断を受ける場合ももちろんあるわけですし、その辺のねじれ現象が起きていますから、そういっ

た子たちが実は固定級に入ったからといってずっと固定級かというところではなくて、通常学級のほうに戻るといふ事例もあるわけですので、その辺のことも含めてきちっと研究をしていていただけるといいんじゃないかな。それでなおかつ、いつか地図を出していただいて、どこの学校にあると利便性がいいだろうというような話もこの委員会で検討されていましたが、そういったことも含めてやっていただけるといいなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、戻りまして、今後の取り組みというところで、7ページ目のところに戻る形になるのですが、こういったことを概観して理念あるいは基本的な考え方ということで、では、またこれも大平さん。

【事務局】 7ページのところに本市の理念と、2番目、本市の基本的な考え方の案ということで提案してあります。最初の委員会のときに、皆さん方から特別支援教育についての思いとか考え方はどうですかということでお聞きしたんですけれども、そのときにはあまりご意見をいただけなかったのですが、この5回の委員会を通して、今後の本市の特別支援教育をどういうふうな方向性で考えていったらいいのか、あるいはキーワードなりキャッチフレーズといいますか、市民にわかりやすい言葉で伝えていくためにどういった理念なり考え方を出していったらいいのかというところを少し議論いただければと思っています。ここだということで決めていただかなくても結構ですので、きょうはこういったキーワードを幾つか出してありますので、そういったところをもとにでも結構ですので、少し考えをいただければと思っています。

【委員長】 じゃあ、きょう別に決めるということではなくて。

【事務局】 ええ、決定ということではなくて結構です。

【委員長】 もっとほかにもこういうのがあるかとか、これはおかしいんじゃないかということのご意見を伺うと。

【事務局】 そうですね、自由な意見をいただければと思います、最近の県とか東京都が考えたものをまとめると少し見えるかなという意味でまとめさせていただきました。

例えば、東京都教育委員会の推進計画ですが、特別支援教育の充実発展を目指してというような副題みたいなものがついています。基本理念というのは②のところ。平成19年11月、「発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒」、これが対象の子どもたちを

示しております。「一人一人の能力を最大限に伸張するため」というのが目指すところです。では具体的にどうするかというと、「乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。」これが基本理念です。これをさらに詳しく、方針だとかが入って示していくのが基本的な考え方になると思います。

千葉県では、その3つの条件を示して同じように「地域で共に学ぶ」とか、「自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮」というようなところで、計画策定の趣旨というのが理念的なものになっております。障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を」と。

北区の教育委員会では、副題として、「一人ひとりの輝きを大切にする教育」を目指すと。基本的な理念を「障害のある児童生徒」、ここは幼児が入っていませんね。「児童生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸張し、それぞれが自分らしく輝くことのできる多様な教育」。

山口県の教育委員会では、やはり副題的なものが一人一人の生きる力、自立・社会参加を支える心触れ合う教育、その下に、障害のある児童生徒一人一人、この辺は大体ほとんど共通したものが入っております。

ここでは、武蔵野市らしさというか、武蔵野の今までここで議論されたつながりとか、ともにとか、そんなものが少しイメージされて、らしいキーワード、とって、ある程度原則的なものは入れなきゃいけないということで、皆さんの中で残り10分くらいしかないのですけれども、何か思うところがあったら今出していただければ、それらを私たちはまとめながら案を出して、そしてまた意見をもらえればありがたいなということです。お願いします。

【委員長】 どうでしょうか。

【委員】 この枠の中にある言葉で、インクルージョンという言葉が出てくるので、この言葉自身は、いろいろな考え方があるので、もしこれを本市の理念として使っていく以上は、丁寧に確認しておいて使っていないといけないかなと思うので、一般的に包括とか包含というような意味で使われていますけれども、保護者の方もいらっしゃるし、どんな意味合いでここでご紹介されたのか、ちょっとご説明願いたいのですけれども。

【委員長】 お願いできますか。

【事務局】 はい。同じ地域でいろいろな人がいる、そこを前提として、いろいろな考え方、政策を立てていこうという考え方です。障害等の違いを違いとして当たり前として、それも含めてともに生きていくという意味合いでインクルージョンが使われるのですけれども、従来の政策だと、違いがあるから別々にとか、あるいは一緒にとかいうことがあって、なかなか一体的にというような発想がなかったんですけども、ここでこういった考え方が出てきて、同じ地域の中でともに生活しようという発想だと思います。包含という言葉であらわされるものです。

【委員】 インクルージョンはそのとおりだと思うのですが、理念と基本的な考え方というところで、私自身は、いわゆる地域リハビリテーションという議論をこれまでされてきたこともございまして、その辺の区別は、理念は要するに理念なんですけれども、その理念を実現するための方針というのがこの基本的な考え方という区別ではないかなと思いますので、例えばこの理念のほうに整理されていますけれども、ライフステージを見通したとか、これはどちらかという理念のほうではなくて、下のほうのライフステージを見通した支援をするというような、実現するための方針のほう、基本的な考え方のほうに整理される言葉ではないかというふうに考えます。

それでですけれども、ライフステージに合った支援というのも非常に大切なことなんですけど、ほんとうにそこで困って立ちどまるときというのは、節目節目のときが一番だと思うのです。なので、ライフステージで途切れることのない支援というところはすごく大切なんじゃないかな。実はそれがとても当たり前のことのように非常に難しいことだと思いますので、それは必要じゃないか。合ったということも必要ですが、途切れることのない支援というところかと思います。

【委員】 つながりということでしょうか、キーワードとしては。

【委員】 そうですね、まあ、ライフステージということは小学校だとか中学校だとか、あるいは社会に出るとか、そういう節目節目の話だと思うのです。なので、ライフステージごとに途切れることがないという、ですからあるいは定年だってライフステージの切れ目になりますので、そういうところで途切れることのない支援ということかと思います。

【事務局】 先ほどのインクルージョンなんですけれども、例えば東京都は①でノーマライゼーション社会という言葉平成16年は使っているんですが、19年には共生社会という言葉にかえているんです。だから、インクルージョンとかノーマライゼーションといったときに受けとめがさまざまになってくるような言葉は共通的に見える言葉にしたほう

がいいかなということは、今、事務局では考えております。

あと、途切れのないってすごく大事だと思うんです。つながりというと、何かつながっているという感じだけでも、途切れないようにつながるという意味だと思うので、そこも大事な言葉かと思います。

【委員長】　そうですね、いかがでしょうか。

【副委員長】　ノーマライゼーションという言葉は割と社会全体に対して使われる言葉で、インクルージョンのほうが実は学校教育でインクルーシブ教育ということで使われますから、どちらを使っても構わないと思いますけれども、大体インクルージョンというあまり使われない用語ですよ。こういう考え方をもとにということでは理念として使ったりすると、結構、じゃあ通常学級にもっと障害のある子を入れるということですねというふうに捉えられるということですから、固定級や特別支援学級をつくっているというのはどういうことなんですかということが世界からは言われることになってきますので、学術的にはインクルージョンが使えますけれども、やはりこういったところではやはりノーマライゼーションという言葉のほうがと思います。そして、ノーマライゼーションって何と言われると答えられないことが多いので、最近、共生社会とかいう日本語にしたほうがイメージとして沸くんだと思うのです。

東京都でライフステージとか幼児期から卒後までというのは、明らかにここは実は個別の教育支援計画を意識して使っていることで、福祉のほうで使われている個別支援計画を学校の中でもつながっていく、学校がリードしてつくっていきますよということでライフステージという言葉を使っていますから、今回の中間報告の中で新しく新規でこれをやりますよというものをもう少しわかりやすい——今は平仮名が結構はやりですよ、簡単な用語でというのが割と。ですから、つながりというのはそういう言葉の1つとして候補としては挙がってくるんでしょうけれども、だから、先ほどからずっとご説明いただいたようなことが象徴的になるような言葉のほうがいいのではないかなと。実はよそも、北区もそうですし千葉もそうですし、割と売り物にしているツールというか、何かのものを意識して使っている言葉が結構入っているのですね。

【委員長】　そうですね、ありがとうございます。

【委員】　地域の一員という言葉がありますが、これも1つなんですけれども、地域で生きるとか、地域で育つとか、何かそういう言葉も欲しいかなと思います。

【委員長】　ともにというよりも、地域でという言葉をはっきりと出していくと。

【委員】 はい、地域で育ち地域で生きるというのも、ともに生きるというのももちろん大切なんですけれども。

【委員長】 地域という言葉が強調していくということですね。ありがとうございます。

ほかには。今この際、自由にいろいろと出していただけたらと思います。いかがですか。

何か私は今ぱっと浮かびませんが、言葉だけが一人歩きするようなコマーシャルのような言葉にならないように、やはり中身をしっかりとあらわした言葉になればと思いますので、またこれからあと2回ほどあるということで、その中でも話題になることでしょうかね。ですので、そこで取り上げていきたいと思います。

それでは、ここで一たん協議に関して区切らせていただいて、今後のことということと、パブリックコメントのことに関しまして、説明をいただきたいと思います。

【大平教育支援課長】 計画に対する市民意見の公募をやっていききたいと思っております。それと、委員会の日程のところをあわせてご説明いたします。

今日6回目の委員会で中間まとめ骨子案が検討されました。きょうの意見をいただきまして、事務局のほうで骨子案の修正を行っていききたいと思います。それを時間があればできるだけやっていきたいのですけれども、委員の皆さんに配付し、そこでファクスとか電話等でここをもう一回直してくれというようなものがあつたら再修正していききたいと思っています。それで中間まとめの骨子を作成していききたいと思っています。それを受けて、12月15日のパブリックコメントの募集をやっていききたいと思っています。パブリックコメントの周知に関しては、1つは冊子をつくって、それを市政センターとかコミセン等に配付をするということ。もう1つは、市のホームページにその冊子を掲載し、それに対して意見をいただくということになります。募集期間につきましては12月15日から1月13日、年末年始が入りますので1カ月ぐらいをかけたいと思っております。応募方法としてはお手紙、ファクス、メール等でいただければと思います。いろいろな市民意見がいただけたら、それに対する事務局側の回答案を作成します。その回答案を作成したものを最終報告書に反映していききたいと思っております。それを受けて1月26日に第7回の委員会を開催しますけれども、そこで市民意見を反映した報告書案を提出したいと思っています。あわせて、パブリックコメントをいただいた結果を市のホームページに掲載していききたいと思っております。それから3月に第8回の委員会を開催して行って、最終的に報告書をまとめていく。それで、委員長、副委員長の先生にはご足労いただくわけですが、教育長のほうに答申を提出していく。報告書に基づく計画として市報で周知した

り、あるいは概要版を作成し広報していきたいと思っております。以上、最後のほうまで説明いたしましたけれども、こういった日程で進めていけるかと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。何かご質問はありますでしょうか。

【委員】 これは市民全体に向けてこれを出して、例えば当事者の方というか、実際に特別支援学校が必要になっている保護者の方とか、そういう方に向けて特別に意見を求めるとか、そういう段階は考えていらっしゃいますか。

【事務局】 冊子の配付のところでコミセン等としていますが、特別支援学級のほうに何部か置いて、そこで希望者の方には手にとってごらんいただければいいなと思っています。

【委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 そうですね、すごく大事な部分で、できるだけ当事者間で意見、声を聞くということは、私は、ある意味で特化しても彼らから声を聞くような形で呼びかけていてもいいのではないかなと思います。

以上をもちましてきょうの第6回委員会を終了したいと思います。

(3) その他

次回は、1月26日（月曜日）18時30分から開催します。

— 了 —